

◎保育料の無償化にあたり、副食費(おかず、おやつ等)については、保護者の負担が増えないよう以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【1号認定】

父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯等		◎	◎	◎
非課税世帯				
所得割非課税世帯				
所得割世帯	77,100円 以下			
	77,101円 以上	×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

副食費の負担額は、4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度		市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)		
	教育標準時間認定【1号認定】				
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況(※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,101円以上の場合	
小学校4年生以上	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校3年生以下				対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。